

第七回 参議院厚生委員会會議錄第十三号

昭和二十五年二月十五日(水曜日)午前
十時四十二分開会

本日の會議に付した事件

○麻薬取締法及び大麻取締法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

○委員長(塚本重藏君) これより委員
会を開会いたします。

本日は麻薬取締法及び大麻取締法の
一部を改正する法律案を議題にいたし
まして、その審議を進めます。

先ず提案理由の説明をお願いいたし
ます。

○國務大臣(林譲治君) 只今議題にな
りました麻薬取締法及び大麻取締法の
一部を改正する法律案につきまして、
簡単に御説明いたします。

現在麻薬及び大麻の取締は、各都道
府県の吏員の中から厚生大臣が任命し
た麻薬取締員に司法警察権を與えまし
て、これが取締を行なつて来たのであ
りますが、これが欠陥をいたしました。
は、身分關係は都道府県知事に屬し、
捜査の指揮の権限は厚生大臣に屬して
おります關係上、国の一貫した取締行
政を行うことが困難な状況にあつたの
であります。今回の改正によりまし
て、国の一貫した行政、即ち官吏とし
てこの取締行政を行わんとするもので
あります。

以上改正の概要を御説明申し上げたの
であります。何とぞ御審議の上速かに
可決せられんことを切望いたすわけ
であります。尚、詳細のことは説明員

なり或いは政府委員の方から御説明い
たさせます。

○委員長(塚本重藏君) それでは今少
し内容について改正の要点を星野厚生
省業務局長代理から御説明をお願いい
たします。

○説明員(星野毅子郎君) 麻薬取締法
及び大麻取締法の一部を改正する法律
案の改正の趣旨は、只今厚生大臣より
申上げた通りでございます。ただ少し
く詳細にその趣旨を補足いたします。な
らば、身分關係におきまして、只今厚
生大臣の指揮監督を受けていた麻薬の
取締、捜査に當つております麻薬取締
員は、都道府県知事の任命いたします
地方の吏員という身分を持つておるわ
けであります。身分關係と命令系統
を一致せしめることによりまして、最
近の発達いたしました麻薬犯罪の捜
査、取締に完全を期したいという強い
関係方面の要望もございまして、各條
文中都道府県知事の権限を全部厚生
大臣にしました。従いまして都道府県
知事の実施機関であります当該吏員の
身分を抜きまして、これを官吏に統一
し、麻薬取締員を麻薬取締官に改めま
して、法律上もこの制度の一致とい
うことに合せた次第でございます。尚
つてこの麻薬に對します国際條約にお
きまして、從來ジュネーブにおきまし
て、阿片と共に麻薬製造と分配の制限
に關します條約がございました。我
が國も加盟しておつたわけございま
すが、その條項に、特別の機關をして
これらの麻薬の行政に當らしめるとい

う字句があるわけでございます。世界
の各國におきましては、國の特別の機
關によりましてこれを実施してござい
ます。私共が承知いたしておりますこ
ろでは、ブラジルのみが、國と地方と
これを分けまして行なつておる状況で
ございまして。ただ國の機關において統
一せられておるうちに承知いたしてお
ります。さうな關係もございまして、
將來國際關係へ復帰いたしまして、
この條約に直接加盟するという機会に
なりました場合に備へまして、かかる
改正を行なつたわけでございます。

條文といたしまして特に御説明申上
げたいと存じますのは、五十二條の二
の、「厚生省に二百五十名以内の麻薬
取締官を置き、各都道府県にこれを駐在
させる。現在二百五十名以内の麻
薬取締員を置きまして、これを厚生大
臣が指名する」ということになつてお
りますが、これを取締官に改めまして
國の官吏といたしました。駐在場所
は各都道府県にこれを駐在せるとい
うことにいたしました。その二項とい
しまして、「麻薬取締官の駐在する位
置及び都道府県ごとの員数は、厚生大
臣がこれを定める。」ということにな
つております。尚その他各條文につ
きまして、例えば麻薬の盜難の届出の權
限或いは届出を受ける権限が知事にあ
りましたのを厚生大臣に移し、或いは
業務停止の権限を厚生大臣に移しま
す。或いは臨検、検査等の、知事が當
該吏員をして行わしめる権限を持つて
おりましたのを全部厚生省に統一する

というように、只今の趣旨に應じまし
て全部條文を改正したのであります。

○委員長(塚本重藏君) お諮りいたし
ますが、この法案に對します質疑応
答を次回にすることにしまして、この程度
に止めたいと思ひますが、御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重藏君) それではあと
協議會に移しまして、本日はこれを以
て散會いたします。

午前十時四十九分散會
出席者は左の通り。

委員長 塚本 重藏君
理事 今泉 政喜君
委員 姫井 伊介君
山下 義信君
石原幹市郎君
草葉 隆圓君
竹中 七郎君
井上なつあ君
小杉 イ子君

國務大臣 厚生大臣 林 讓治君
説明員 厚生事務官(兼
務局長事務代 星野毅子郎君)

昭和二十五年二月二十四日印刷

昭和二十五年二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所